

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 9 日

各都道府県介護保険担当課（室）
介 護 保 険 関 係 団 体 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「介護サービス事業者経営情報の報告における
会計ソフトウェアベンダ等向け Q & A」の発出について

介護サービス事業者経営情報の報告等については、「介護保険法第 115 条の 44 の 2 の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」（令和 6 年 8 月 2 日付け老認発 0802 第 1 号、老高発 0802 第 1 号、老老発 0802 第 2 号）にて、制度を実施する上での留意事項や、厚生労働省が介護事業財務情報データベースシステム（仮称）（以下「本システム」という。）を提供することをお示しし、「介護保険法第 115 条の 44 の 2 に基づく介護サービス情報の報告及び公表に係る制度に関するシステムの運用開始に向けた対応等について」（令和 6 年 8 月 2 日付け老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）では、本システムの運用開始に向けた今後のスケジュールや、各都道府県担当者及び各事業所等において御準備いただく作業の詳細等をお示したところです。

また、「介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に係る経営情報データ等のファイル連携方法等の資料掲載の周知依頼及び会計ソフトウェアベンダ等向けの説明会の実施について」（令和 6 年 8 月 5 日付け老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡。以下「8 月 5 日事務連絡」という。）では、各事業所等でお使いの会計ソフトウェアのベンダ等が、当該会計ソフトウェアと本システムとの連携のために必要な改修を行うことができるよう、お示したところです。

当該ベンダ等に行っていただく改修に関して、別添のとおり、「介護サービス事業者経営情報の報告における会計ソフトウェアベンダ等向け Q & A」を送付いたしますので、貴団体又は管下の介護事業者を通じてベンダ等への周知を御依頼いただくよう、お願いいたします。

あわせて、8 月 5 日付け事務連絡で御案内したとおり、ベンダ等に行っていただく改修に必要となる外部インターフェースファイル定義書については、厚

生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>）
に掲載しているところ、本日付けで更新した資料（ver. 1. 1）を掲載しておりますので、併せて周知いただくよう、お願いいたします。

介護サービス事業者経営情報データベースシステム 会計ソフトウェアベンダ向け説明会Q&A

(別添)

No.	問合せ内容	回答
1	職員の職種ごとの人数や給与等の報告はCSVファイルを作成する必要はないのか。	職員の職種ごとの人数や給与等についてのCSVファイルを作成する必要はなく、本システムの画面から入力・登録していただきます。
2	説明資料の「テスト方法」の「テスト時期」について、2024年12月からの利用開始となっているが、テストスケジュールを12月より前倒しすることは可能か。	現時点での開発スケジュールから前倒しするのは厳しい状況となります。 もしも、前倒しが可能となった場合はご案内します。
3	IFファイル定義書の「勘定科目コード」の「必須・任意」の項目について、必須は必ず報告する必要があると理解したが、任意も報告する必要があるのか。	「勘定科目コード」の「必須・任意」の項目について、ご認識のとおり、必須は必ず報告をお願いします。 「勘定科目コード」は分析用の基礎データとなりますので、データ収集・分析の精度向上のために、任意についても可能な限り報告をお願いします。
4	IFファイル定義書の「勘定科目コード」の社会福祉法人会計基準について、介護保険事業収益の勘定科目コード「01」だけが必須になっているが、収益の必須項目はこの一つだけで問題ないのか。	問題ありません。 区分3の「その他の事業収益」を必須にしていますので、介護保険事業収益の勘定科目コード「01」の収益から差し引くことにより、介護サービス分を算出し、分析データとして使用する予定です。
5	IFファイル定義書の「勘定科目コード」の社会福祉法人会計基準について、区分2の「人件費」には「区分3」で10項目に細分化されているが、これらにも含まれない人件費があると認識している。 区分2の「人件費」は「区分3」の10項目にも含まれない人件費も含めた金額を報告するのか。	ご認識のとおり、区分2の「人件費」には「区分3」の10項目以外の人件費も含まれるものがありますので、介護サービス分の人件費であれば、この分も含めた金額の報告をお願いします。 なお、介護サービス分以外の人件費が含まれている場合には、その分を除外した金額の報告をお願いします。
6	損益計算書等データの「勘定科目コード」で必須項目に不足がある状態で、CSVファイル等の取込みを実施した場合はエラーとなるのか。	CSVファイル等の取込み時に、「勘定科目コード」で必須項目に不足がある場合には、エラーとなり、取込みすることはできません。
7	損益計算書等データをcsvファイルで作成時は 'カンマ' 区切りとすることになっているが、フィールドの値にカンマが含まれているような場合は、カンマを変換する等を特別な対応を行う必要があるのか。	ご認識の通り、フィールドの値にカンマが含まれることはインターフェース仕様上認めていないため、必要な場合は全角文字に変換をお願いします。
8	説明資料の「テスト方法について」の「テスト環境の利用申請について」、申請するのは会計ソフトウェアベンダが申請するものであり、介護事業者に申請いただくものではないという理解でよいか。	ご認識のとおり、会計ソフトウェアベンダから申請していただくことを想定しています。 なお、介護事業者が自社開発の会計ソフトウェアを利用している場合は、介護事業者から申請していただくことを想定しています。
9	損益計算書等データの人件費について、介護サービス以外の費用を含む金額で報告した場合は、画面から備考欄に記入するとのことだが、科目ごとに備考欄を記入するのか、人件費をまとめて備考欄に記入するのか教えていただきたい。	「追加情報登録」画面から人件費をまとめて登録していただきます。 なお、「追加情報登録」画面の登録方法等については、別途操作マニュアルを案内する予定ですので、参照願います。
10	損益計算書等データのCSVファイル等の取込み時は、本システムにて項目等のチェックを実施しエラーだった場合は、メッセージを出力して登録ができないようになっているのか。	CSVファイル等の取込み時は、本システムで項目等のチェックを実施し、エラーが発生した場合は、エラーメッセージを画面に出力して登録ができないようにしています。 エラーメッセージ一覧や内容は、別途、作成する操作マニュアルに記載する予定ですので、参照願います。
11	説明資料の「テスト方法について」の「テスト環境の利用申請について」、一社何名までといった人数制限はあるのか。	一社当たりの人数制限は設定していませんが、複数名が利用する場合は、代表者を含む合計人数の連絡をお願いします。 ただし、人数が多い場合には、申請受付時に利用人数を絞っていただくようご相談をさせていただくことがあります。
12	介護事業所の単位は、「介護事業所番号_サービス種類コード」とのことだが、これは最小の報告単位であって、同一の「介護事業所番号」で複数の「サービス種類コード」がある場合や法人単位で、複数の「介護事業所番号_サービス種類コード」がある場合は、この取りまとめた単位で報告しても差し支えないか。	ご認識のとおりです。
13	「テストの利用申請」はいつから申請することが可能か。	既に「テストの利用申請」の受付は開始済みです。
14	損益計算書等データのCSVファイル等の取込み後の画面で、修正が可能であるのは任意項目のみか。	ご認識のとおり、必須科目は編集不可、任意科目は修正が可能です。
15	損益計算書等データの「勘定科目コード」の金額について、上位の科目「区分2」の金額は、下位の科目「区分3」の金額を積み上げた合計値となるのか。	上位の科目「区分2」の金額は、下位の科目「区分3」の金額を積み上げた合計値ではない（「区分2」の内項目として、「区分3」に定義されていない科目がある）ので、上位及び下位の科目は、独立した金額の設定となります。
16	説明会資料やIFファイル定義書は、どこからダウンロードすることができるのか。	厚生労働省サイト「介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等（ https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html ）」の「（３）会計ソフトウェアベンダの皆様向け情報」に今回の説明資料等のファイルが掲載されていますので、ダウンロードすることが可能です。

No.	問合せ内容	回答
17	損益計算書等データを介護事業所で使用している会計ソフトウェアからCSVファイル出力ができない場合の対応はどのようにしたらよいのか。	本システムでは以下の①から④のデータが報告対象データとなりますが、全てが画面から登録が可能ですので、CSVファイル出力ができない場合は、画面からの入力していただくことになります。 ①損益計算書等データ（CSV等ファイル登録可能） ②届出対象事業所データ（CSV等ファイル登録可能） ③事業所連絡先データ ④追加情報データ
18	同じ介護事業所（同一の介護事業所番号）で、複数の介護サービスを提供している場合の届出対象事業所データは、複数レコードを作成すればよいのか。	ご認識のとおり、届出対象事業所データは、介護事業所番号と介護サービス種類コードによって一意に定めていますので、複数レコードを作成していただくことになります。
19	誤ったデータを登録したことに気が付いた場合、どのような対応をとればよいのか。	誤ったデータを登録したことに気が付いた場合は、本システムの登録画面からデータを上書き登録・修正することが可能です。
20	損益計算書等データについて、勘定科目コードが必須のものはゼロ円であってもレコードを作成してゼロ円で報告することによってよいのか。 また、任意項目でゼロ円の場合でもレコードを作成してゼロ円で報告するのか。	損益計算書等データについて、ゼロ円の項目は、必須であっても任意であってもレコードを作成して、ゼロ円で報告をお願いします。 特に任意項目は、任意なので金額が入っていないのか、任意でゼロ円報告したのか明確にするため、ゼロ円で報告をお願いします。
21	勘定科目コードの任意項目のうち、会計ソフトウェアで扱っていない科目があるが、損益計算書等データに含める必要はあるか。	「勘定科目コード」は分析するための基礎データとなりますので、データ収集・分析の精度向上のために、任意項目についても可能な限り、損益計算書等データに含めて報告をお願いします。 なお、会計ソフトウェアで扱っていない任意項目は、以下の①②とおり、整理していただくことでお願いします。 ①「勘定科目コード」に読み替え可能な科目がある場合は、会計ソフトウェア側にて読み替えをして報告をお願いします。 ②対応関係がわからない等、読み替えが困難な場合は、「勘定科目コード」の上位の区分に含めて報告をお願いします。 なお、任意項目は、損益計算書等データを取込み後の確認画面でデータを確認・編集することが可能です。
22	IFファイル定義書の「勘定科目コード」は、必須項目のみ出力し、任意項目は出力しないで、CSVファイル等を作成して報告することで問題はないか。	「勘定科目コード」の「必須・任意」の項目について、ご認識のとおり、必須は必ず出力することをお願いします。 「勘定科目コード」の任意項目について、データ分析するための基礎データとなりますので、データ収集・分析の精度向上のために、可能な限り出力をして、報告することをお願いします。 なお、任意項目については、画面からの入力が可能となりますので、CSVファイル等の登録では必須項目だけがあれば登録可能ですが、介護事業所の作業負担を軽減するために、可能であれば、会計ソフトウェアから任意項目も出力することのご検討をお願いします。
23	IFファイル定義書の「勘定科目コード」の金額について、上位の科目（区分1、区分2、区分3、区分4）は、下位の科目（区分2、区分3、区分4）の金額の積み上げとなり、上位の科目の金額と合致していないといけいないのか、単独の金額で問題ないのか。	「勘定科目コード」の金額について、上位の科目（区分1、区分2、区分3、区分4）は、下位の科目（区分2、区分3、区分4）を積み上げた合計金額ではないので、別々の金額として報告していただくことで問題ありません。
24	インターフェース仕様の勘定科目コードにおける計算（集計）対象などについて ※社会福祉法人会計基準 ①『サービス活動増減による費用(02) - 人件費(01)』には以下科目が含まれる ・任意である区分3「役員報酬(01)」など ・必須である区分3「職員給与(04)」など ・記載のある10科目の区分3以外の、区分3に(階層的に)相当する科目 ただし、原則介護関連科目以外は含めず、含めて集計している場合は備考欄へその旨記載（選択？）する ②『サービス活動増減による費用(02)』は以下の扱い ・原則、介護関連科目を集計する ・介護関連科目以外も含めて集計している場合、備考欄へその旨記載（選択？）する ③他の科目についても、①と②と同様の考え方で対応する	「サービス活動増減による費用」や「人件費」には、会計基準上その下位区分として定められている科目をすべて含めた金額を報告することとなります。そのため、介護事業に関連しない科目を除外する必要はありません。ただし、損益計算書等データは介護サービス分のみを抜き出したうえでの報告を原則としていますので、介護事業に関連しない科目には0円が計上されることになります。 報告する損益計算書等データにやむを得ず介護以外の事業が含まれる場合の対応については「追加情報登録」画面から追加情報を登録していただくことになります。

介護サービス事業者経営情報データベースシステム 会計ソフトウェアベンダ向け説明会Q&A

(別添)

No.	問合せ内容	回答
25	①今回の外部インターフェイス定義書で確定でしょうか？ ②短期間の開発作業となりますので、外部インターフェイス定義書に変更が発生した場合は、厚労書サイト掲載でのみ通知でしょうか？今回参加者あてのメール通知等をご検討いただけないでしょうか？ ③都道府県をまたがる社会福法人、広域対応する法人もあり、事業所×サービス種類の最小単位でファイルを作成した場合、複数のファイルをまとめてアップロードする仕掛けはありますか？ ④会計の区分として「介護事業所（サービス種類）をさらに細分化した区分（建屋など）」していた場合、報告単位としては「介護事業所（サービス種類）」単位になると想定しています。（細分化して管理した区分は合算して報告する認識）この時（合算する時）、社会福祉法人会計基準における「内部取引消去」による相殺結果額を報告すればよいのでしょうか？※上記例で記述した「細分化した区分」を相手とした内部取引を控除した結果額を報告すればよろしいのでしょうか？	①会計ソフトウェアベンダ向けの説明会及び事後アンケート等の質問事項を受けて、追加・修正が必要な内容を次回の外部インターフェイス定義書の改定版に反映する予定です。 ②外部インターフェイス定義書を改定した場合には、事務連絡等により連絡予定です。ただし、本年度の本システムリリース前に緊急性の高い変更が発生した場合については、今回の会計ソフトウェアベンダ向けの説明会に参加していただいた参加者宛てにメールでご連絡することも検討いたします。追加情報分のインターフェイスの追加は予定されていません。 ③1報告にて複数のファイルをまとめて報告することは可能ですが、アップロードは1ファイルずつになります。 ④ご認識のとおり、「内部取引消去」による相殺結果額の報告をお願いします。
26	事業所Aと事業所Bが同一拠点に属している場合、 ・事業所A、事業所B単位では会計処理を行っておらず拠点単位で行っている →拠点単位で損益計算書等データを登録 ・事業所A、事業所Bそれぞれで会計処理を行っている →同一拠点でも事業所A、事業所Bそれぞれで損益計算書等データを登録 という認識でよろしいでしょうか。	1 ポツ目、2 ポツ目とも記載していただいた内容で、認識齟齬はありません。